

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市化製場等に関する条例(昭和59年尼崎市条例第26号。以下「条例」という。)第4条第3号、第5条第1項、第6条各号及び第7条の規定に基づき、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法」という。)及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平2規則8・平22規則17・一部改正)

(死亡獣畜取扱場外における解体等の許可の申請)

第2条 法第2条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜の解体等許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 当該許可を受けようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所。以下同じ。)

(2) 死亡獣畜取扱場外で処理する理由

(3) 獣畜の死因

(4) 死亡獣畜の種類

(5) その他市長が必要と認める事項

(昭62規則35・平2規則8・平22規則17・一部改正)

(化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可の申請等)

第3条 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した化製場等設置許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 当該許可を受けようとする者の氏名及び住所

(2) 化製場又は死亡獣畜取扱場の名称及び所在地

(3) 条例第3条第1号(死亡獣畜取扱場にあつては、同条第2号)に定める事項

(4) 化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の概要

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の化製場等設置許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 化製場又は死亡獣畜取扱場の敷地境界線から水平距離200メートル以内の区域の見取図

(2) 化製場又は死亡獣畜取扱場における建築物の配置図(敷地面積を明示したもの)、各階

平面図(床面積を明示したもの)及び2面以上の立面図(当該建築物の高さを明示したもの)

(3) 化製場又は死亡獣畜取扱場の事業に係る事業計画書その他これに類する書類

(4) 化製場又は死亡獣畜取扱場の維持管理の方法を明らかにした書類

(5) 申請者が法人である場合にあつては、その定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書

(6) 化製場又は死亡獣畜取扱場の存する土地又はこれらの建物の登記事項証明書(これらの土地又は建物が申請者以外の者の所有に属する場合は、使用権原を有することを証する書類)

(7) その他市長が必要と認める書類

(昭62規則35・平2規則8・平22規則17・一部改正)

(化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備等の変更の届出)

第4条 法第3条第2項の規定による届出は、化製場等変更届に、変更後の構造設備の概要及び条例第3条第1号(死亡獣畜取扱場にあつては、同条第2号)に掲げる事項を明らかにする書類を添えて行わなければならない。

(平2規則8・平22規則17・一部改正)

(公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所)

第5条 法第4条第3号の市長が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所は、次のとおりとする。

(1) 学校、病院その他の公共の施設及び食品工場から150メートル以内の場所

(2) 名所、公園、旧跡、住居地域、給水源、風致地区その他多数の人の集合する区域に近接する場所

(3) 排水の困難な場所

(4) 埋却場にあつては、浸水のおそれのある場所

(平22規則17・一部改正)

(申請書記載事項の変更等の届出)

第6条 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日から10日以内に、その旨を、市長に書面により届け出なければならない。

(1) 化製場等設置許可申請書に記載した事項(法第3条第2項の規定による届出に係る事項を除く。)を変更したとき。

(2) 化製場若しくは死亡獣畜取扱場の経営を停止し、又は廃止したとき。

(3) 化製場若しくは死亡獣畜取扱場に管理者を置いたとき又はこれを解任し、若しくは変

更したとき。

(平2規則8・一部改正、平15規則8・旧第7条繰上・一部改正、平22規則17・一部改正)

(法第8条に規定する施設についての準用)

第7条 第3条から前条までの規定は、法第8条に規定する施設について準用する。この場合において、第3条第1項中「第3条第1項」とあるのは「第8条において準用する法第3条第1項」と、同項第3号中「第3条第1号(死亡獣畜取扱場にあつては、同条第2号)」とあるのは「第3条第1号」と、第4条中「第3条第2項」とあるのは「第8条において準用する法第3条第2項」と、「第3条第1号(死亡獣畜取扱場にあつては、同条第2号)」とあるのは「第3条第1号」と、第5条中「第4条第3号」とあるのは「第8条において準用する法第4条第3号」と、前条第1号中「第3条第2項」とあるのは「第8条において準用する法第3条第2項」と読み替えるものとする。

(昭62規則35・平2規則8・一部改正、平15規則8・旧第8条繰上・一部改正、平22規則17・一部改正)

(指定区域)

第8条 法第9条第1項の市長が指定する区域は、本市全域とする。

(平15規則8・旧第9条繰上、平22規則17・一部改正)

(動物の飼養等の許可の申請等)

第9条 法第9条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した動物の飼養等許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該許可を受けようとする者の氏名及び住所
- (2) 法第9条第1項に規定する施設(以下「動物飼養等施設」という。)の所在地
- (3) 飼養し、又は收容する動物の種類及び数
- (4) 動物飼養等施設の構造設備の概要
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 第3条第2項の規定は、前項の動物の飼養等許可申請書について準用する。この場合において、同条第2項第1号から第4号まで及び第6号中「化製場又は死亡獣畜取扱場」とあるのは、「動物飼養等施設」と読み替えるものとする。

(昭62規則35・一部改正、平15規則8・旧第10条繰上、平22規則17・一部改正)

(動物の飼養等に係る届出)

第10条 法第9条第4項の規定による届出は、動物の種類等届出書に、動物飼養等施設の構造設備の概要及び条例第4条各号に掲げる事項を明らかにする書類を添えて行わなければならない。

(平15規則8・旧第11条繰上、平22規則17・一部改正)

(動物飼養等施設の構造設備の変更等の届出)

第11条 法第9条第1項に規定する許可を受けた者又は同条第4項の規定により当該許可を受けたものとみなされる者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日から10日以内に、市長が必要と認める書類を添えて、その旨を、市長に書面により届け出なければならない。

- (1) 動物飼養等施設の構造設備を変更したとき。
- (2) 動物の飼養又は收容を停止し、又は廃止したとき。
- (3) 動物飼養等施設に管理者を置いたとき又はこれを解任し、若しくは変更したとき。

(平15規則8・旧第13条繰上・一部改正、平22規則17・一部改正)

(事前協議の申請等)

第12条 法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)に規定する許可に係る条例第5条第1項の規定による協議は、第3条第1項各号に掲げる事項を記載した事前協議申請書を当該許可の申請をしようとする日(以下「申請予定日」という。)の1月前までに市長に提出して行わなければならない。

2 前項の事前協議申請書には、第3条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第1項の協議は、申請予定日までに完了しておかななければならない。

4 前各項の規定は、法第9条第1項に規定する許可について準用する。この場合において、第1項中「第3条第1項各号」とあるのは「第9条第1項各号」と、第2項中「第3条第2項各号」とあるのは「第9条第2項において読み替えて準用する第3条第2項各号」と読み替えるものとする。

(平22規則17・追加)

(手数料)

第13条 条例第6条第1項第1号の規則で定める額は、19,000円とする。

2 条例第6条第1項第2号の規則で定める額は、12,000円とする。

3 条例第6条第1項第3号の規則で定める額は、6,000円とする。

(昭62規則35・平2規則8・一部改正、平15規則8・旧第14条繰上、平22規則17・旧第12条繰下・全改)

(施行の細目)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(昭62規則35・追加、平15規則8・旧第15条繰上、平22規則17・旧第13条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

(尼崎市へい獣処理場等に関する法律施行細則の廃止)

2 尼崎市へい獣処理場等に関する法律施行細則(昭和55年尼崎市規則第50号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に、旧規則の規定に基づきなされた申請及び届出は、この規則の相当規定に基づきなされた申請及び届出とみなす。

付 則(昭和62年3月30日規則第35号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月26日規則第8号)

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

付 則(平成15年3月20日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年3月31日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。